

(平成24年10月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 12 月 1 日から 45 年 3 月 30 日まで
② 昭和 54 年 8 月 1 日から 57 年 8 月 30 日まで

申立期間①及び②については、当時勤務していた事業所で給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。このうち、申立期間②の事業所については、休業して失業保険をもらった記憶があり、雇用保険の記録は確認できるので厚生年金保険にも加入していたと思う。両申立期間ともに厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の当時の同僚は、「申立人がB職として勤務していたことを記憶している。」と証言している上、申立人は当時の事業主及び同僚の氏名を記憶していることから、当該期間において申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既に廃業しているため、申立期間①当時の賃金台帳及び社会保険関係の届出控は保管されておらず、事業主も病気療養中のため当該期間に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の状況を確認することはできない。

また、申立人が同じ業務（B職）を行っていたとして氏名を挙げた同僚について、その半数以上の同僚はA社における厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、申立期間①当時、同社では全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

申立期間②について、申立人が提出した「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書」の記載内容から、申立人がC社において当該期間の一部期間に雇用保険の被保険者であったことが確認できることから、申立人が同社

に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社は既に廃業し、事業主からの証言も得られないため、申立人が勤務していた当時における、給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C社における同僚の厚生年金保険の記録から、事業所台帳に適用事業所ではなくなった日の記載はないものの、昭和 53 年 8 月 31 日に被保険者資格を喪失した同僚 3 人を最後に、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は一人も確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から27年2月1日まで
年金記録を確認したところ、A市役所に勤務していた昭和21年4月から27年2月までの期間について、年金事務所の記録では健康保険のみの加入となっており、年金の記録が見当たらない。納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA市発行の在職証明書及び同市が保有している申立人の採用、退職に係る資料等から、申立人は、申立期間において、同市に正職員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A市役所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同市役所は、昭和23年12月1日に健康保険の適用事業所となっており、申立人は、同年12月1日に健康保険の被保険者資格を取得し、27年2月1日に同資格を喪失していることが確認できる。オンライン記録によると、同市役所は、45年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間は、健康保険のみの適用事業所であり、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。これは、当時の厚生年金保険法第16条ノ2第1号(二)より「都道府県、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ事務所ニ使用セラルル者ハ厚生年金保険ノ被保険者トセズ」との取扱いによるもので、他の同僚の記録も申立人と同様に健康保険のみの記録であることが確認できる。

また、A市は、「昭和37年12月に地方公務員共済制度が発足したが、それ以前の市職員の年金保険については、A市職員特別給与条例に基づき退隠料(退職年金)及び遺族扶助料を支給していた。退隠料の支給要件は、在職15年以上で退職した者となっており、15年未満で退職した者には退職給与金

(一時金)を支給していた。申立人については、市が保有している特別給与金辞令交付簿から、2万9,200円の退職給与金が支給されていることが確認できる。」と回答している。

さらに、B縣市町村職員共済組合は、「当組合で申立人の年金加入記録は確認できなかった。これは、昭和37年12月1日に地方公務員等共済組合法が施行される以前は、A市は独自の条例に基づき年金制度の適用がなされていたためである。この条例では、在職15年未満で退職した場合は退職給与金を支給されることとなっており、申立人は、この給与金を受給したと思われる。」とA市同様の回答をしている。

加えて、A市及びB縣市町村職員共済組合は、「A市職員特別給与条例により、退職給与金の算定基礎となった在職期間については、公的年金の通算対象期間に該当しないこととされている。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。